

社会・援護局関係主管課長会議資料

令和 7 年 3 月

法務省人権擁護局

調査救済課

こども・若者の救済に係る関係機関との連携

法務省人権擁護局調査救済課



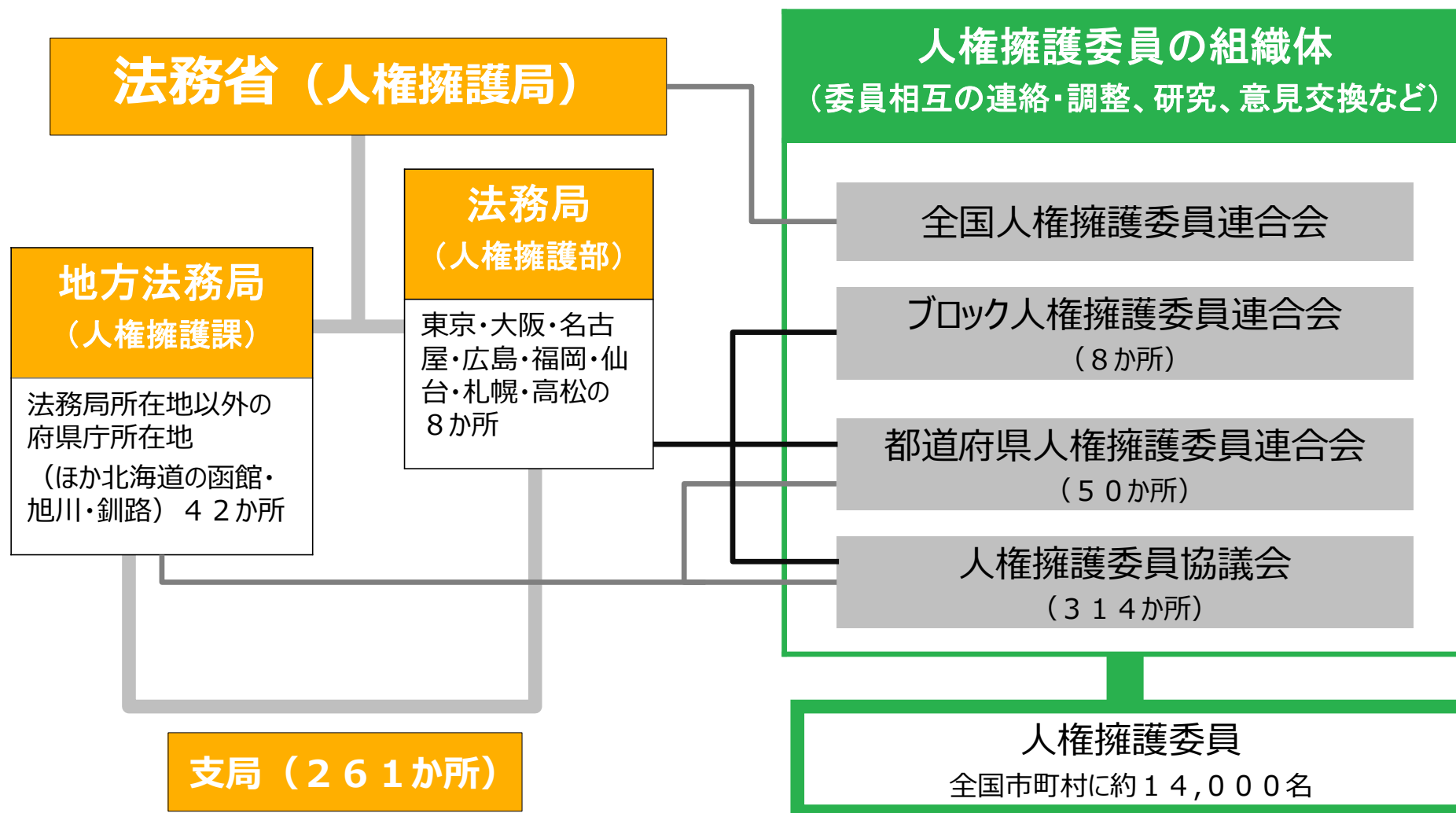
人権イメージキャラクター

人KENまもる君

人KENあゆみちゃん

法務省の人権擁護機関

組織図（令和6年4月1日現在）



法務省の人権擁護機関の役割

人権啓発

国民一人一人が、互いの人権を尊重することの重要性を認識し、その理念を日常生活に根付かせる活動

様々な活動手法

- ・ 人権教室
- ・ 人権の花運動
- ・ 企業研修
- ・ シンポジウム、講演会
- ・ テレビ、ラジオ等による放送
- ・ 新聞、広報誌への掲載
- ・ インターネット広告
- ・ ホームページや動画配信サイトでの啓発資料等の公表

人権相談

いじめ、虐待、差別、インターネット上での誹謗中傷等の様々な人権に関する相談について、適切な助言等を行うことで問題解決を図る活動

多様な相談ツール

- ・ 面談（常設／特設相談所）
- ・ 電話（みんなの人権110番等）
- ・ メール（SOS-eメール）
- ・ 手紙（こどもの人権SOSミニレター）
- ・ チャット（LINEじんけん相談等）

調査・救済

人権侵害の疑いのある事案について、被害者の申告等を受けて調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずることによって問題解決を図る活動

人権侵犯事件の措置

- ・ 援助：関係機関等の紹介、法律上の助言
- ・ 調整：当事者間の関係調整
- ・ 要請：実効的な対応が可能な者に対する要請
- ・ 説示：人権侵害の加害者等に対する事理の説示など

人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会の実現

法務省の人権擁護機関による「人権啓発活動」

人権教室の実施

- ・ 小中学生を中心に、いじめ等のこどもの人権問題について考えてもらうため、人権擁護委員が中心となって人権教室を実施
- ・ 令和5年度は、延べ約99万人を対象に実施
- ・ 人種、障害の有無などの違いを理解し、認め合うことの重要性を認識してもらうため、様々な民間団体等と連携・協力して、車椅子体験・障害者スポーツ体験などの体験型の人権教室も広く実施
- ・ SNSを使用したいじめなど、インターネット上の人権侵害への対応として、携帯電話会社と連携・協力し、スマートフォン等の安全な利用について学ぶための人権教室を実施



全国中学生人権作文コンテストの実施

- ・ 作文を書くことを通じて、人権尊重の重要性及び必要性についての理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身に付けることを目的に、昭和56年度から実施
- ・ 令和6年度は、約73万人が参加
- ・ 入賞作文集や、作文を題材とした啓発動画などを配布・配信



啓発冊子・動画の活用

- ・ いじめを含む様々な人権課題に対応した啓発冊子・啓発動画を配布・配信



人権の花運動の実施



- ・ 花の種子等を子どもたちが協力して育てるを通じ、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的に、昭和57年度から実施・令和5年度は約42万人が参加

法務省の人権擁護機関の役割

人権啓発

国民一人一人が、互いの人権を尊重することの重要性を認識し、その理念を日常生活に根付かせる活動

様々な活動手法

- ・ 人権教室
- ・ 人権の花運動
- ・ 企業研修
- ・ シンポジウム、講演会
- ・ テレビ、ラジオ等による放送
- ・ 新聞、広報誌への掲載
- ・ インターネット広告
- ・ ホームページや動画配信サイトでの啓発資料等の公表

人権相談

いじめ、虐待、差別、インターネット上での誹謗中傷等の様々な人権に関する相談について、適切な助言等を行うことで問題解決を図る活動

多様な相談ツール

- ・ 面談（常設／特設相談所）
- ・ 電話（みんなの人権110番等）
- ・ メール（SOS-eメール）
- ・ 手紙（こどもの人権SOSミニレター）
- ・ チャット（LINEじんけん相談等）

調査・救済

人権侵害の疑いのある事案について、被害者の申告等を受けて調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずることによって問題解決を図る活動

人権侵犯事件の措置

- ・ 援助：関係機関等の紹介、法律上の助言
- ・ 調整：当事者間の関係調整
- ・ 要請：実効的な対応が可能な者に対する要請
- ・ 説示：人権侵害の加害者等に対する事理の説示など

人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会の実現

法務局におけるこどもの人権相談窓口

こどもの人権110番（全国共通・通話料無料）0120-007-110

- ・「いじめ」や体罰、虐待等、こどもをめぐる様々な人権問題についての相談を受け付ける専用相談電話
- ・電話は、最寄りの法務局につながり、法務局職員又は人権擁護委員が相談に応じ、こどもが相談しやすい体制を整備
- ・人権相談活動を強化することを目的として、全国一斉「こどもの人権相談」強化週間を実施し、平日の電話相談受付時間を延長するとともに、土・日曜日も電話相談に応じている（令和6年度は、令和6年8月21日（水）～同年8月27日（火）に実施）。

こどもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）

- ・全国の小中学校の児童・生徒を対象に、便箋兼封筒付きのミニレターを配布し、法務局職員又は人権擁護委員が返信

こどもの人権SOS-eメール（インターネット人権相談）

- ・パソコン、スマートフォンなどからインターネットを利用して、いつでも人権相談することができ、後日、最寄りの法務局からメール、電話又は面談により回答

（こどもの人権SOSミニレターへの事例追加）



チャット人権相談（LINEじんけん相談等）

- ・こどもが利用しやすい相談体制の整備に向けて、LINEによる人権相談を実施
- ・全国一斉「こどもの人権相談」強化週間において、平日の相談受付時間を延長するとともに、土・日曜日も相談に応じる。
- ・携帯電話を持たないこどもからの相談需要に対応するため、令和6年9月から、GIGAスクール構想による1人1台端末からも人権相談を可能とする。

- ・被害申告があった場合には、人権侵犯事件として調査の上、事案に応じた救済措置を講ずる。

人権相談から問題解決までの流れ

1 相談・被害の申告

事案の内容や具体的な被害について職員又は人権擁護委員がお聞きします。

- 窓口、電話、インターネットいずれからでもご相談いただけます。

●人権擁護委員／法務大臣の委嘱を受けて活動する民間のボランティアの方々です。現在、約14,000名の人権擁護委員が、全国の各市町村に配置されています。人権擁護委員についての詳細は、裏面をご覧ください。



窓口相談



電話相談



インターネット相談

2 調査

職員又は人権擁護委員が必要に応じて中立公正な立場で調査を行います。

- 調査は関係者の任意の協力を得て行います。



4

処理結果通知・アフターケア

相談者に対し、事案の調査や処理の結果をお伝えします。
その他、手続終了後も、必要に応じて適切な対応を行います。

3

救済措置

調査結果に基づき人権侵害が認められるかどうかを判断し、必要に応じて適切な措置をとります。

- 救済措置は、関係者の理解を得て、自主的な改善を促すことを主な目的とするもので、強制力はありません。
- 人権侵害の事実を認めることができない場合もあります。

▼措置一覧

援助	関係機関への紹介、法律上の助言等を行います。
調整	当事者間の関係調整を行います。
説示・勧告	人権侵害を行った者に対して改善を求めます。
要請	実効的対応ができる者に対し、必要な措置をとるよう求めます。
通告	関係行政機関に情報提供し、措置の発動を求めます。
告発	刑事訴訟法の規定により、告発を行います。
啓発	事件の関係者や地域に対し、人権尊重に対する理解を深めるための働きかけを行います。

1) 金銭的トラブルに関する相談対応の強化

- 相談集中強化期間中の相談内容は、**金銭的トラブルが多数**。
- 紹介先の窓口として、「**法テラス**」が大多数を占めたほか、「**消費者ホットライン**」や「**警察**」も一定数あった。
 - ⇒ **法的に複雑な問題**を含むものが多く、**法律の専門家**による**助力が不可欠**。
 - ⇒ **消費者行政の一層の推進**
警察による適切な関与 も必要。
- これらを踏まえ、
 - **総合法律支援体制の充実・強化**
 - **日本弁護士連合会との連携強化**
 - **適切な消費生活相談対応**
 - **適切な警察相談対応・違法行為の取締り**
 等を一層推進する。

2) 精神的な支援等の充実、こどもの救済

- 相談集中強化期間中の相談内容等には、**信者の家族や2世信者**について、**親族間の問題、心の悩みや生活困窮**を訴えるものも一定数存在。
- 紹介先の窓口として、「**よりそいホットライン**」や「**生活困窮者自立支援機関**」もあり。
 - ⇒ **孤独・孤立、心の問題や生活困窮**に関する支援
 - ⇒ **学校生活**を含む、**こども**に対する支援 が必要。
- これらを踏まえ、
 - **孤独・孤立対策のためのチャットボットの充実**
 - **精神保健福祉センターによる精神科医療機関の紹介対応の推進**
 - **生活困窮者への自立支援の推進**
 とともに、「こども」の心理的・福祉的支援の観点から、
 - **スクールソーシャルワーカーによる関係機関との連携・支援やスクールカウンセラーによる心のケアの推進**
 - **市町村及び児童相談所における虐待対応の周知**
 - **こどもの人権擁護活動の強化**
 等を強力に推進する。

3) その他の全般的対策

- 霊感商法等に関する**消費者教育の取組強化**による被害の未然防止（手口や対処法に関する各種教材の充実等）。
- **現行法を活用した国民向けの分かりやすい法的整理（Q & A）**を発信・周知する。
- これを含めた相談のノウハウ等に関して**各種研修を充実**させる。
- 関係省庁間で「**相談内容が宗教に関わることを理由として消極的な対応をしないこと**」等を**確認（申合せ）**。
- 申合せをも踏まえ、関係省庁において**必要な通知文書**を発出する。
- 相談集中強化期間を延長し、**合同電話相談**を継続する。

「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議の結果を踏まえた人権擁護活動の強化に向けた取組について」

3 こどもを心理的・福祉的支援につなげるための人権相談・調査救済活動の強化

「子どもの人権110番」、「子どもの人権SOSミニレター」及びSNS（LINE）による人権相談を端緒に、宗教との関わりに起因してこどもの権利・利益が脅かされているといった相談があれば、これを的確に把握し、以下のとおり、その主訴に応じた適切な助言や学校、児童相談所、地方自治体の児童福祉部局、生活困窮者自立相談支援機関、精神保健福祉センター等の関係機関との連携を含む実効的な相談対応等を積極的に実施する。

(3) 《略》当該こどもが属する世帯全体の生活困窮状態を把握したときは、地方自治体の児童福祉部局とも連携した上で、生活困窮者自立相談支援機関などを、うつなどの症状を把握したときは、精神保健福祉センターを通じて精神科医療機関を紹介するなどして、当該こどもが必要な支援を受けられるようにする。

「「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議の結果を踏まえた人権擁護活動の強化に向けた取組について」

2 宗教との関わりに起因してこどもの権利・利益が脅かされるといった相談があった場合、当該相談内容に即して適切な助言を行うほか、人権侵犯事件として援助の措置を講ずることも視野に入れ、以下の手順を参考とした対応を行う。

(2) **こどもが属する世帯全体の生活困窮状態を把握**したときは、**就労支援等を行う「自立相談支援事業」**、生活困窮世帯のこどもを対象とした学習支援、進路選択（教育、就労等）に関する相談を行う**「子どもの学習・生活支援事業」**といった生活困窮者自立支援制度の活用も考え、生活困窮者自立相談支援機関に相談する。具体的には、以下の手順により行うものとする。

ア 支援制度の活用について、**相談者の意向を確認**する。

イ 当該こどもが属する世帯が居住する地方自治体の自立相談支援機関の**連絡先等を紹介**する。

ウ 当該こどもが属する世帯の状況に応じて、**自立相談支援機関への事前連絡や同行支援**といった援助を行う。

被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策（抄）

令和4年11月10日
「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議

4 精神的・福祉的支援の充実

- 精神保健福祉センターにおける相談や精神科医療機関の紹介対応の推進
- **生活困窮者自立支援**
 - ・ ハローワーク等との連携や自立相談支援機関の就労支援員による支援等
 - ・ 学習支援、育成環境改善の助言、進路選択に関する情報提供等のこどもの学習・生活支援
- 孤独・孤立対策ウェブサイトのチャットボットの充実
- 関係機関・団体と法テラス（心理専門職等を配置）との連携強化

5 こども・若者の救済

(1) 虐待、いじめ、貧困等の具体的事象の発見

- 市町村及び児童相談所における虐待対応（Q & Aの作成、SNS相談の整備）
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援の推進
- 法務局におけるこどもの人権擁護活動の強化（SOSミニレター、SNSによる人権相談等）
- 「見守りネットワーク」（消費者安全確保地域協議会）に関する財政支援、担い手の養成講座の実施
- 大学生協と連携した靈感商法等の情報提供
- チャットボット等、若年層に親しみやすいデジタル技術を活用した周知・啓発

(2) 心のケア、学習・生活支援等

- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる取組の推進（再掲）
- 精神保健福祉センターの取組の推進（再掲）
- ハローワーク等を通じた就労支援、高等教育の修学支援新制度等を通じた修学支援、**生活困窮者自立支援におけるこどもの学習・生活支援（再掲）**

(3) 教育の充実

- 人権擁護機関による「人権教室」、出前講座等の消費者教育（再掲）

本日、第3回「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議が開催され、「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策」がとりまとめられ、今後の取組として、本年11月14日から合同電話相談窓口の機能等を継承した対応窓口を法テラスに設置（別添2参照《略》）するとともに、**生活困窮者自立支援**として、

- ・ ハローワーク等との連携や自立相談支援機関の就労支援員による支援等や、
- ・ 学習支援、育成環境改善の助言、進路選択に関する情報提供等のこどもの学習・生活支援（子どもの学習・生活支援事業）

を推進することとされました。（別添1参照《略》）

貴所管福祉事務所及び生活困窮者自立相談支援機関におかれては、これまでも相談の内容に応じて適切に対応いただいていると承知しておりますが、本件について御了知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

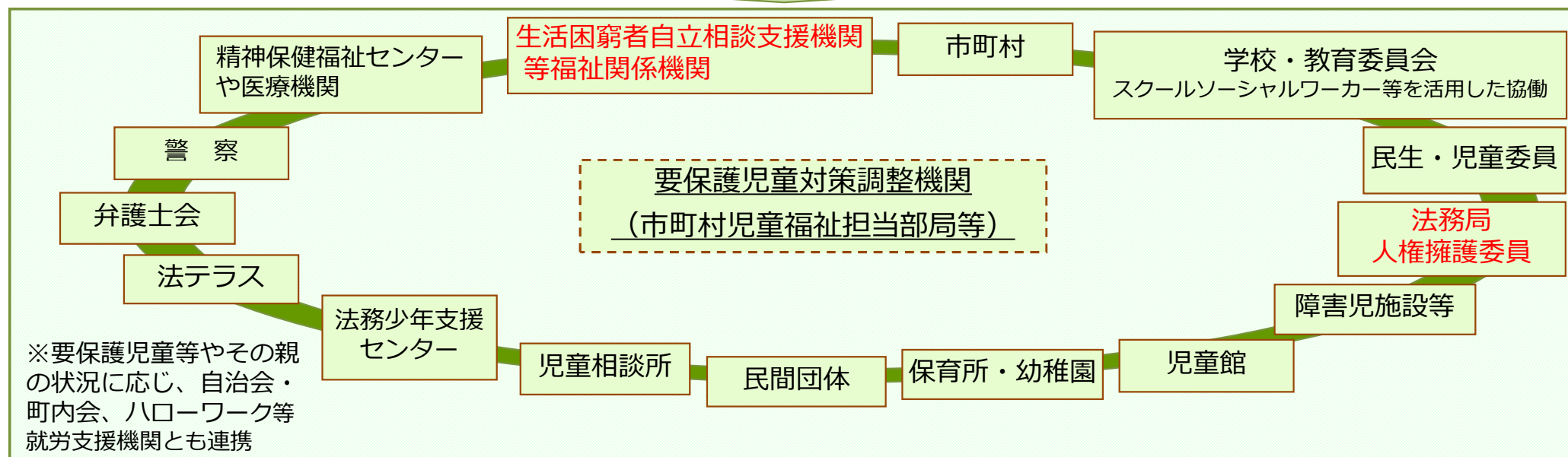
また、引き続き、上記法テラスに設置される相談窓口からの紹介を含め、**福祉事務所及び生活困窮者自立相談支援機関に旧統一教会を背景とした生活困窮に関する相談があった際には、相談内容が宗教に関わることのみを理由として消極的な対応をしないよう御留意いただくとともに、必要に応じて警察、消費生活センター等の関係機関とも連携しつつ、適切に御対応いただき、生活困窮者への自立支援の一層の推進**をお願いいたします。

こどもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の活用

【要保護児童対策地域協議会】

- ・ 1,738市町村（全市町村の**99.8%**）に設置済み。要保護児童等の支援に関する情報の交換や支援内容の協議を実施。
- ・ 要保護児童等に対する支援の実施状況の把握や関係機関等の連絡調整を行う「**要保護児童対策調整機関**」を設置。
- ・ 関係機関等に**守秘義務**が設けられており、**個別ケース検討会議**を積極的に開催。
- ・ 関係機関等は、協議会からの資料又は情報の提供等必要な協力の求めがあった場合には、これに応ずる努力義務。

支援に関連する機関・団体によるネットワークの構築



【取組内容】

- ① 支援に関連する機関・団体は、可能な範囲で、各市町村設置協議会に参加
- ② 関係機関等は、要保護児童等に関する事例について、必要に応じ、要保護児童対策調整機関に対し、個別ケース検討会議の開催を要請。同会議において支援内容を協議、実施及び進行管理。
- ③ 宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ & Aをこの枠組みでも周知し、寄り添った支援を実施。

「旧統一教会」問題の被害者等支援の充実・強化策（案） 1/2

令和 6 年 1 月 19 日

「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議

「特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律（令和 5 年法律第 89 号）」が制定されたことを踏まえ、同法の対象宗教法人である「旧統一教会」に係る被害者等に寄り添った支援を一層充実・強化するため、「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策」（令和 4 年 11 月「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議取りまとめ）を着実に実行するとともに、以下の支援の充実・強化策を講じる。

1 元信者等の方々の知見等の活用、関係省庁間の更なる連携による相談・支援体制の強化

○ 法テラスを中核としたワンストップ型相談対応の実施

- 法テラス（※）を中核としたワンストップ型相談体制において、被害者等からの相談を幅広く受け付けて適切な支援機関等を紹介し、ニーズに応じた相談対応を実施。

※ 「靈感商法等対応ダイヤル」

【内閣官房、警察庁、消費者庁、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省】

○ 元信者や宗教 2 世等の方々の経験・知識の活用

- 各相談窓口の相談対応者が被害者等の心情等の理解を深めるために元信者や宗教 2 世等の方々に研修講師になっていただくなど、元信者や宗教 2 世等の方々と連携。

【内閣官房、警察庁、消費者庁、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省】

○ 対応実績・知見の共有による相談体制の強化

- 相談者等のプライバシーに配慮しつつ、各相談機関や支援機関等での対応実績やこれに基づく知見を関係機関等で共有し、相談体制を強化。

【内閣官房、警察庁、消費者庁、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省】

「旧統一教会」問題の被害者等支援の充実・強化策（案）2/2

2 スクールカウンセラー等の拡充等による宗教2世等のこども・若者向け相談・支援体制の強化

○ 虐待等の被害を受けていることを認識しづらい、声を上げづらい宗教2世等のこども・若者が相談しやすい環境の整備

○ 関係機関と連携した支援

- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置を拡充。【文部科学省】
- こども・若者が利用しやすいSNS等の各種媒体（※）を活用した相談体制を整備。
※ 「親子のための相談LINE」、GIGAスクール端末による人権相談、孤独・孤立対策ウェブサイトにおけるチャットボットなど
【内閣官房、こども家庭庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】
- 学校等を訪問して行う「人権教室」の実施先の拡大（小学校から中学・高校へ）、小中学校の生徒への「こどもの人権SO Sミニレター」の配布。【法務省】
- 「宗教の信仰等に関係する児童虐待等への対応に関するQ & A」等に基づき、児童相談所等において、こどもの立場に立った支援等を実施。【こども家庭庁、文部科学省】
- 要保護児童対策地域協議会を中心とする地域ネットワークを活用した重層的支援を実施。
【警察庁、消費者庁、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省】

3 多様なニーズに的確に対応するための社会的・福祉的・精神的支援の充実・強化

○ 住まいの確保等に対する支援

○ 修学の悩みに対する支援

○ 就労の悩みに対する支援

○ 心の悩みに対する支援

○ その他の支援

- 資産や収入が少なく住むところに困る宗教2世の方等に、生活困窮者自立支援制度の一時生活支援事業において、シェルターの提供や就労等による自立支援を実施。【厚生労働省】
- 修学に係る経済的な困難に対し、高校や大学等における修学支援を実施。その要件の判定の際には、個別具体の事案に即して被害者に寄り添った対応を行う。【文部科学省】
- ハローワーク等での就職相談、職歴等に応じたキャリアコンサルティング等の支援を実施。
【厚生労働省】
- 精神保健福祉センターにおいて、保健師、精神保健福祉士、公認心理師等の専門資格を有する職員による継続的な相談対応や、適切な医療機関等につなぐ相談・助言を実施。【厚生労働省】
- 「よりそいホットライン」において、心の悩みや不安を始め生活上の様々な悩み相談に丁寧に対応。【厚生労働省】
- 虐待に苦しむこども・若者に対して、安全な居場所（こども若者シェルター）を提供し、修学・就労の相談に応じることや、生活援助物資の提供のため、民間支援団体等と連携して支援を強化。【こども家庭庁】

御清聴ありがとうございました。



人権イメージキャラクター
人KENまもる君 人KENあゆみちゃん